

(目的)

第1条 この条例は、清潔で美しい景観(以下「美観」という。)の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、空き缶等のポイ捨てによる散乱の防止について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器及びたばこの吸いがら、チューインガムのかみかす、包装紙その他の散乱性の高いごみをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。
- (4) 事業者 容器若しくは包装紙に収納した飲食物又はたばこ、チューインガム等を製造し、又は販売する者をいう。
- (5) 占有者等 土地の占有者及び管理者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空き缶等のポイ捨てによる散乱の防止に関する施策(以下「施策」という。)を策定し、これを実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納し、美観の保全に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等のポイ捨てによる散乱を防止するため、消費者に対する啓発、回収容器の設置及び適正な管理、空き缶等の再利用の促進並びに美観の保全に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、空き缶等のポイ捨てによる散乱を防止するため、土地の適正な管理等必要な措置を講じ、美観の保全に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

(美観保全重点区域)

第7条 市長は、特に空き缶等の散乱の防止の図る必要があると認める区域を美観保全重点区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。指定を変更し、又は廃止するときも、また、同様とする。

(禁止行為)

第8条 市民等は、美観保全重点区域において空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(自動販売機の届出)

第9条 事業者は、美観保全重点区域において自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)を設置しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした事業者は、その届出の内容を変更するときは、又は届出をした自動販売機を撤去するときは、その変更又は撤去の日から15日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(届出済証)

第10条 市長は、前条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による内容の変更に係る届出があったときは、届出に係る自動販売機ごとに、その届出をした事業者に対し、規則で定めるところにより届出済証を交付するものとする。

2 前項の規定による届出済証の交付を受けた事業者は、届出に係る自動販売機の見やすいところに当該届出済証を張り付けておかななければならない。

3 第1項の規定による届出済証の交付を受けた事業者は、当該届出済証を紛失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、その届出をした事業者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第11条 第9条第1項の規定による自動販売機により販売を行う事業者は、規則で定めるところにより回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(事業者等に対する要請等)

第12条 市長は、美観保全重点区域において、空き缶等が著しく散乱していると認めるときは、その散乱に係る事業者又は占有者等に対し、空き缶等のポイ捨てによる散乱を防止するため、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた事業者又は占有者等は、必要な措置を講じなければならない。
(勧告)

第13条 市長は、事業者が第11条又は前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令及び公表)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に従うよう命令することができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた事業者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

(立入調査等)

第15条 市長は、美観保全重点区域において空き缶等のポイ捨てを防止するため、必要があると認めるときは、市長の指定する職員(以下「指定職員」という。)に、必要な場所に立ち入らせ、空き缶等の散乱、回収容器の設置及び適正な管理並びに自動販売機の設置について調査及び指導をさせることができる。

2 市長又は指定職員は、第8条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

3 第1項の規定による立入調査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第18条 第15条第2項の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(水戸市空き缶及び空き瓶回収に関する条例の廃止)

2 水戸市空き缶及び空き瓶回収に関する条例(昭和59年水戸市条例第3号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行により美観保全重点区域が指定された際、現に当該区域において、旧条例の規定によりなされた自動販売機に係る届出又は届出済証の張付けは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の規定に基づき、美観保全重点区域として新たに指定されることとなる区域において、既に設置されている自動販売機については、当該区域の指定の日から30日以内に、設置の届出をしなければならない。この場合における届出については、第9条第1項の規定を準用する。